

■ □ ■ 災 害 義 援 金 受 付 の ご 案 内 ■ □ ■

現在沖共募糸満市共同募金委員会では、下記の通り災害義援金の受付窓口を開
設し、皆様からの義援金を受け付けております。

被災された方々が一日も早く安定した生活に戻れるよう、皆様のご支援・ご協
力を宜しくお願い致します。

① 令和7年 トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金の募集

トカラ列島近海を震源とする地震の群発により、令和7年7月3日、鹿児島
県十島村に災害救助法が適用され、多くの島外避難者が出る事態となり
ました。

■ 義援金受付期間 : 令和7年7月15日 ~ 令和7年12月26日

② 令和7年 台風8号に伴う災害義援金の募集

令和7年7月27日から28日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風8
号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東
村に災害救助法が適用されました。

■ 義援金受付期間 : 令和7年8月4日 ~ 令和7年12月26日

①・②義援金共に、糸満市社会福協議会（糸満市社会福祉センター）事務所に
て受付窓口を設けております。銀行振込の方法や領収書の発行等詳しくは糸満
市社協までお問い合わせ下さい。

※この義援金は「国又は地方公共団体に対する寄附金」として税制上の優遇処
置の対象となっています。

お問合せ : 098-994-0563 （担当：野原）